

農地法第3条の3第1項の規定による届出書（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大野町農業委員会会長 殿

住 所 大野町大字〇〇口口番地△△

氏 名 大野 太郎 印

連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

下記農地（採草放牧地）について、相続により所有権を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------------|
| 大野 太郎 | 大野町大字〇〇口口番地△△ |

2 届出に係る土地の所在等

| 所 在・地 番 | 地 目 | | 面積 (m ²) | 取得した 権利の種類 | 耕作の状況 | 備 考 |
|--------------|-----|-----|-------------------------|---------------|-------|-----|
| | 登記簿 | 現 況 | | | | |
| 大野町大字〇〇口口ー△△ | 田 | 田 | 2,000 | 所有権 | | |
| 大野町大字〇〇△△ー口口 | 畠 | 畠 | 3,000 | 所有権 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

※この欄に書ききれない場合は別紙に記載してください。

3 権利を取得した日

令和(平成)〇〇年〇〇月〇〇日

4 権利を取得した事由

相続のため

5 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

有 無

相続等によって農地の権利を取得したときは…

「農業委員会への届出」 が必要です!!

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出をしなければならないことになりました!

制度の仕組み

届出が必要な者

農地法の許可を要さずに以下の理由で農地の権利を取得した者

- 相続(遺産分割・包括遺贈を含む)
 - 法人の合併・分割
 - 時効
- } 等



届出

農業委員会

届出をしなかつたり、虚偽の届出をした場合には、罰則の規定があります!

ご希望により、地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応するなどのお手伝いをします。

「届出書」の入手、ご不明な点や詳細等につきましては、農業委員会へお問い合わせ下さい。